

船橋市アマチュア無線非常通信連絡会規約

2016年4月24日改訂

(趣旨)

第1条

この規約は、電波法(昭和25年法律第131号)第52条第4項に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の非常通信に協力するために設置する船橋市アマチュア無線非常通信連絡会(以下「連絡会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条

連絡会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 非常災害時の無線通信による災害情報の収集及び伝達
- (2) 船橋市及び関係機関との連絡調整
- (3) 非常通信訓練
- (4) その他必要な事業

(組織)

第3条

- (1) 連絡会は、本部統制局及び会員が開設するアマチュア無線局をもって構成する。
- (2) 本部統制局は、船橋市アマチュア無線クラブが設置する社団局「JJ1YNA」局(以下「YNA」という)がこれにあたる。

(会員要件)

第4条

連絡会の会員は、市長から「船橋市アマチュア無線非常通信協力局長」として委嘱を受けた者とする。

(理事)

第5条

連絡会に次の理事を置く。

- | | | |
|---|------|-----|
| A | 会長 | 1名 |
| B | 副会長 | 若干名 |
| C | 一般理事 | 若干名 |

(理事の職務)

第6条

- 1 会長は、連絡会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長がやむをえず職務を行うことが困難な場合は、その職務を代理する。
- 3 理事は、連絡会についての必要な業務を行う。

(理事の任期)

第7条

- (1) 理事の任期は「船橋市アマチュア無線クラブ」の幹事任期規定に準拠する。
- (2) 幹事の任期起算日は、第14条を準用する。

(運用)

第8条

- (1) 非常通信及び非常通信の訓練のための通信は、社団法人日本アマチュア無線連盟の非常通信実施要領に準拠して実施するものとする。
- (2) 前項の通信を実施したときは、本部統制局は会員局から伝達された情報を船橋市災害対策本部に提供するものとする。ただし、同本部の設置に到らない場合においては、市の防災を主管する課(以下「防災主管課」という)に提供するものとする。
- (3) 非常通信の実施要領については、「災害通信マニュアル」に定める。

(会議)

第9条

- (1) 連絡会の会議は、総会、臨時総会、理事会及びその他必要な会議とし、会長が招集する。
- (2) 総会は年1回、臨時総会は、会員から開催の要望があり理事会で必要と認めるとき、理事会は、必要に応じて開催するものとする。
- (3) 連絡会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 連絡会の会議(理事会を除く)の議長は、出席者の中から選出する。

(連絡)

第10条

連絡会の会員に連絡すべき事項は、以下を用いて行う。

- (1) 船橋市非常通信連絡会ニュース
- (2) その他、理事会が必要と認めたメディア

(事務局)

第 11 条

連絡会の事務局は、船橋市役所防災主管課に置く。

(顧問)

第 12 条

連絡会は顧問を置くことができる。

- (1) 顧問の任命・解職は、会長が理事会に諮り、決定する。
- (2) 顧問は、会長の要請を受け、連絡会の目的達成のために必要な助言と援助を行う。
- (3) 顧問は、連絡会の会員であることを要しない。
- (4) 顧問の任期は任命した会長の任期を越えてはならない

(規約の改廃)

第 13 条

この規約に疑義が生じたときは、理事会において審議し、総会または臨時総会で決する。

(事業年度)

第 14 条

連絡会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

附則

1. この規約は、昭和 52 年 10 月 20 日から施行する。
2. 改正施行 昭和 58 年 2 月 14 日
3. 改正施行 昭和 59 年 4 月 1 日
ただし、第 4 条の規定は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
4. 改正施行 平成 6 年 6 月 1 日
5. 改正施行 平成 11 年 5 月 1 日
6. 改正施行 平成 16 年 4 月 18 日
7. 改正施行 平成 21 年 4 月 12 日
8. 改正施行 平成 23 年 7 月 3 日
9. 改正施行 平成 26 年 4 月 24 日